

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照ください。

## IFRS in Focus

### IASB は、会計上の見積りの定義を明確化するために IAS 第 8 号を修正

#### 目次

#### 背景

#### 修正点

#### 発効日および経過措置

#### さらなる情報

本 IFRS in Focus では、2021 年 2 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した「会計上の見積りの定義」というタイトルの IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正を解説する。

- IAS 第 8 号は、会計上の見積りの変更の定義を会計上の見積りの定義に置き換えるために修正されている。新しい定義では、会計上の見積りは「財務諸表上の貨幣金額のうち測定の不確実性に晒されているもの」である。
- IASB は、新たな情報または新たな進展から生じる会計上の見積りの変更は、誤謬の訂正ではないことを明確化している。さらに、会計上の見積りを行うために使用するインプットまたは測定技法の変更の影響は、過年度の誤謬の訂正から生じるものではない場合には、会計上の見積りの変更である。
- 本修正は、2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に、当該期間の期首以後に生じた会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に対して発効する。早期適用は認められる。

#### 背景

IFRS 解釈指針委員会は、会計方針と会計上の見積りを区別する際に、企業が直面する困難について IASB に情報を伝えた。会計方針の変更は遡及的に適用しなければならないのに対し、会計上の見積りの変更は将来に向かって会計処理することが要求されるため、この区別は重要である。

本修正の前、IAS 第 8 号には、会計方針の定義および会計上の見積りの変更の定義が含まれていた。ある項目 (会計方針) の定義と別の項目の変更 (会計上の見積りの変更) の定義の組合せにより、両方の項目の区別が不明確になっている。区別をより明確にするために、IASB は、会計上の見積りの変更の定義を会計上の見積りの定義に置き換えることを決定した。

#### 修正点

IASB は、会計上の見積りを「測財務諸表上の貨幣金額のうち測定の不確実性に晒されているもの」として定義するよう IAS 第 8 号を修正する。会計方針が、財務諸表における項目を測定の不確実性が含まれるような方法で測定することを要求する場合がある。すなわち、会計方針が、直接的に観察可能ではなく、見積りを行わなければならない貨幣金額で測定することを要求する場合がある。このような場合、会計方針で定められた目的を達成するために会計上の見積りを行う。会計上の見積りを行うためには、最新の入手可能な信頼性のある情報に基づく判断または仮定の使用が含まれる。

#### 見解

改訂基準には、会計上の見積りの例として、以下の項目が列挙されている。

- 予想信用損失に対する損失引当金 (IFRS 第 9 号「金融商品」)
- 棚卸資産項目の正味実現可能価額 (IAS 第 2 号「棚卸資産」)
- 資産または負債の公正価値 (IFRS 第 13 号「公正価値測定」)
- 有形固定資産の減価償却費 (IAS 第 16 号「有形固定資産」)
- 製品保証義務の引当金 (IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」)

会計上の見積りを行う際に、企業は、見積技法 (例えば、予想信用損失に対する損失引当金を見積もる) および/または評価技法 (例えば、資産または負債の公正価値を測定する) を使用する。

詳細については、以下のウェブサイト  
を参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

会計上の見積りの変更の定義が削除された。しかし、IASB は、以下の明確化により、基準における会計上の見積りの変更の概念を維持した。

- 新たな情報または新たな進展から生じる会計上の見積りの変更は、誤謬の訂正ではない。ことを明確化している。
- 会計上の見積りを行うために使用するインプットまたは測定技法の変更の影響は、過年度の誤謬の訂正から生じるものではない場合には、会計上の見積りの変更である。

設例を提供することで、企業が修正を理解し、適用するのに役立つという利害関係者からのフィードバックに基づいて、IASB は、基準に付属する IAS 第 8 号の適用ガイダンスに 2 つの設例（設例 4 と 5）を追加した。一方、IASB は、本修正に照らして混乱を招く可能性がある 1 つの設例（設例 3）を削除することを決定した。

### 発効日および経過措置

本修正は、2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に、当該期間の期首以後に生じる会計方針の変更および会計上の見積りの変更に対して発効する。早期適用は認められる。

### さらなる情報

IAS 第 8 号の修正に関するご質問がある場合は、通常のデロイト連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファーム および関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファーム ならびに関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアント へのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバーファーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体 であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務 および これらに関連する プロフェッショナル サービス の分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファーム や関係法人 のグローバル ネットワーク (総称して “デロイト ネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業 に対して サービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイト の約 312,000 名の専門家 については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様 への情報提供 として一般的な情報 を掲載する のみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバーファーム および それらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) が本資料 をもって 専門的な助言 やサービス を提供する のではありません。皆様 の財務 または 事業 に影響 を与える ような意思 決定 または 行動 をされる 前に、適切な 専門家 にご相談 ください。本資料 における 情報の 正確性 や完全性 に関して、いかなる 表明、保証 または 確約 (明示・黙示を問いません) をする のではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員 または 代理人 のいずれも、本資料 に依拠 した人 に関係して 直接 また 間接 に発生 したいかなる 損失 および 損害 に対して 責任 を負いません。DTTL ならびに 各メンバーファーム および それらの関係法人 はそれぞれ 法的に独立 した別個 の組織体 です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001